

研究報告

クラウドファンディングによる 文化遺産の持続的な保護の可能性

土 屋 正 臣

城西大学 現代政策学部

要 旨

近年、クラウドファンディングを用いた文化遺産保護が地方自治体や文化遺産オーナーにより試みられている。本稿では、クラウドファンディングによる文化遺産保護研究の整理や実践例の検証を行った。その結果、クラウドファンディングは、資金集めだけでなく、文化遺産のファンコミュニティ醸成につながる事が明らかとなった。寄付を通じた文化遺産の価値理解者や応援者を育むことは、資金循環に止まらない、持続的な文化遺産保護を実現させる可能性を秘めている。

キーワード：クラウドファンディング、文化遺産保護、ファンコミュニティ、資金調達、下野谷遺跡

1. はじめに

文化遺産保護の費用は、これまで補助金などの公的資金に依存してきたが、近年、文化遺産保護の費用をクラウドファンディング（以下、CF）によって、所有者が独自に賄う動きが加速している。文化庁は、2022年4月より国宝・重要文化財の修理について、寄付やクラウドファンディングを活用した場合のインセンティブを付与するため、補助率加算の仕組みを導入している。こうした背景には、公的資金による文化遺産保護政策をめぐる環境の変化が大きく関連している⁽¹⁾。

保存修理や整備に関する文化庁予算の推移を見ると、美術工芸品や記念物に関しては横ばいであるが、建造物に関しては増加傾向にある（図1）。消失など特別な事象が発生した場合を除いて、一旦文化財として指定されたものが指定解除されることは、ほぼ皆無である。したがって、国指定のみならず、都道府県や市町村の指定文化

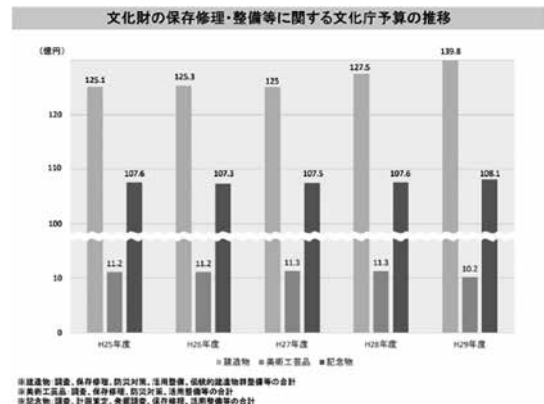


図1 文化庁（2017）『文化財に関する基礎資料』

財も含めて、指定された文化財の数は増えることはあっても、減少することはほぼ無い。このため、文化財の保存修理や整備に係る費用は、今後も増大する可能性が高い。

未指定の文化財を含め、多くの文化遺産は、毀損や消滅の危機に直面しているものが少なくない。その多くが個人所有であり、所有者にとって維持管理費用は大きな負担となっている。それゆえに、維持管理費用の公費負担を期待する所有者は少なくない。だが、国や地方自治体の財政状況を鑑みても、これまでの指定文化財の維持費や管理費に加えて、今後も未指定文化財を積極的に文化財指定し、従前のおおりの、公的資金による文化遺産の修復や維持管理にかかる費用を補助し続けることは現実的とは言えない。

他方で、文化遺産保存の補助金が、かえって文化の継承や振興の妨げになる可能性も指摘される。2012年、橋下徹大阪市長が、人形浄瑠璃文楽の保存団体「文楽協会」への補助金凍結を打ち出した⁽²⁾。氏は、文楽にも「市場原理」や「競争原理」を適用し、伝統芸能や文化財ゆえに補助金が自動的に支出されることを「既得権益」と批判した。増え続ける文化財のメンテナンス費用がかさむ中で、なぜメンテナンス費用を公費で賄う必要があるのかということに対して、文化財の保持者も、文化財保護政策に関わる行政機関も、説明責任が問われている。これまでのように、文化遺産の研究者や政策に関わる人々のみが、文化遺産の維持・修復の必要性を理解してさえすればよいのではなく、直接文化遺産に関与しない人々も含めた、社会全体に対する理解促進が必要となっている。

以上のような状況を踏まえて、今日の文化遺産保護においては、文化遺産オーナーが、公的資金にのみ依存する体制を見直し、独自の資金調達を試みる事例が増えている。文化庁『文化財保護のための資金調達ハンドブック』では、CFやふるさと納税の活用、寄付やネーミングライツ契約といった企業からの支援、寄付した法人や個人が税制上の優遇措置を受けられる、指定寄付金制度が挙げられている⁽³⁾。例えば、奈良県・法隆寺では、境内整備費用をCFで賄っている。また、火災で焼失した建物の再建費用に関して、ふるさと納税を活用した沖縄県・首里城の事例がある。文化財として指定されていないものも含めて、今後、文化遺産の保護費用を独自の方法で獲得を目指す事例は、増加傾向にあると言えるだろう。

もちろん、こうした寄付制度による文化遺産費用の調達を批判的に捉えている論者は少なくない。たとえば、公共性の観点から、文化遺産の維持・修復の費用は、公的資金によって賄われるべきで、削減される公的資金の不足を補うために寄付を募り、特定の寄付者（寄付可能者）だけが文化（遺産）保護の担い手に限定されてしまうのは、社会と文化（遺産）との関係を歪めてしまうのではないか。あるいは、寄付制度に過度に依存することで、効果的な広報が可能な事例や著名な文化遺産にのみ注目が集まり、莫大な寄付金が調達できる一方、注目されない文化遺産の維持・修復費は捻出されず、個々の文化遺産間の維持・修復費格差を拡大させる危険性があるのではないか、といった懸念がある。

本稿では、上記のような文化遺産保護政策に寄付制度を持ち込む上での課題を念頭に置きつつ、先行研究や先行事例を紐解く中で、文化遺産を巡る寄付制度がどのような仕組みで支えら

れ、資金循環システムが構築されているのかという点を明らかにしていきたい。特に、文化遺産保護の分野で注目されている CF を中心とした寄付制度に関する研究の整理を通じて、本研究の目的を達成する。このことは、単に文化遺産保護における寄付システム確立の方法論抽出にとどまらず、今後の文化遺産保護政策を問い直すことにつながるはずである。

2. 先行研究

近年、Facebook などのソーシャルネットワークの普及に伴って、日本においても CF が注目されている。CF とは、Crowd（一般大衆）と Funding（資金調達）を合わせた造語で、資金を調達したい個人や企業と、資金を運用したい不特定多数の個人とを、運営会社がインターネット上でマッチングさせるサービスである（鈴木 2018）。日本における先行研究では、CF を資金調達別に寄付型、購入型、投資型の 3 類型に分類している。

寄付型は、ウェブ上で寄付を募り、金銭的な対価は想定されていない。被災地支援等に対する寄付がこれに該当し、寄付には金銭だけでなく、財産などの無償提供も含まれる。購入型は、資金提供者が何らかの物を購入することで、その売り上げが支援金となる形態をとる。寄付型とは異なり、資金提供者には何らかの見返りがあり、音楽や芸術などの文化活動支援にも用いられることがある。投資型は、資金提供者が資金提供をし、資金調達者が事業を成功させた場合、配当を受け取ることができる。投資型 CF は、従来の投資と比較して、少額から参加できる点に特長がある（米良・稲蔭, 2011）。

CF が目指す方向性の一つは、地域創生などの地方活性化の手段として期待されていることにある。磯谷（2014）は、鳥根県海士町中央図書館における「あま図書館応援プロジェクト」の事例紹介の中で、CF が、資金調達としての機能だけでなく、図書館の寄贈など、離島の図書館であっても、多面的支援につながる可能性を指摘した。坂下（2013）や坂下・成澤・海宝（2014）では、岡山県西粟倉村における林業活性化の事例をもとに、寄付の受け手と寄付者は、金融における投資リターンという関係を超えて、そこに共感性が生まれることを示した。同時に、CF が、

表 1 CF の 3 類型

類 型	寄付型	購入型	投資型
概 要	資金提供者が調達者に寄付	売買契約に基づき、資金提供者が資金調達者に資金提供し、物やサービスを受け取る	運営業者を介して、投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う等
対 価	なし	商品・サービス	事業の収益
主な資金提供先	被災地・途上国等の個人や小規模事業等	被災地支援事業、音楽やゲーム制作事業等を行う事業者や個人	被災地支援事業、食品、酒造等

（松尾（2014）、鈴木（2018）を基に、筆者作成。）

制度設計によって資金調達における地理的ハンディを乗り越える一助となるという。CFが、単なる資金調達に止まらず、地域が抱える課題や魅力の発信につながっている点は重要である。

日本においてCFが注目される中で、ふるさと納税にも注目が集まっている。ふるさと納税は、納税者が自分の意志で納税分の一部の納税先を選択できる制度である。他方で、都道府県や市町村への「寄付」としての側面を持つ。2012年に「ふるさとチョイス」、2014年に「ふるなび」と「さとふる」など、インターネット上で返礼品を検索し、寄付先を選択できるサービスが登場したことで、更にふるさと納税による「寄付」が人々にとって身近な存在となった。ふるさとチョイスでは、「ガバメントクラウドファンディング」（以下、GCF）の名称で納税を集める活動が開始され、READYFORでも同様の取組みが行なわれている（大平・スタニスロスキー・日高・水越，2021）。

GCFでは、地方自治体やNPO、起業家などの組織が事業者となって、仲介サイトに具体的な事業と寄付金の用途を明記し、目標金額を掲げて寄付を募る。通常のCFと異なるのは、事業計画の策定において事業者のみならず、地方自治体や地域金融機関も連携して関与する点にある。また、GCFは、地方自治体の税財源で行うべき事業の中で、文化や教育、環境保護など、比較的優先順位が低くなる事業に対しても有効な手段となる。地方自治体の観点から、限られた一般財源の予算をこうした比較的優先順位の低い事業に割くことは、住民に対する説明責任を果たし、議会の合意を得ることは容易ではない。GCFによる独自に資金調達を図ることは、文化遺産の維持・修復費を賄う新たな手段として注目される。それゆえに、島村（2020）が指摘するように、GCFは、「利潤を要する私経済と公の合意を要する公経済の中間に位置し、特定の事業にとって新たな資金調達手段」となることが期待される。

同時に、通常のCFが、寄付者の共感を伴って、資金調達に限らず、事業の多面的な支援者の創出につながる点は、GCFでも共通している。文化遺産保護事業に限定すれば、GCFが、保護費の新規調達だけでなく、文化遺産の価値理解促進や資金に限定されない支援の拡大につながる可能性がある。

ただし、CFを進めるに当たって解決すべき課題は存在する。たとえば、個人寄付の割合が80%を超えている英国や米国においてCFが成功しているとはいえ、同割合が20%に満たない日本で同様に成功するとは限らない（竹本2015）。この点に関して、坂下ほか（2014）は、CFの場合、①投資の単位が小さいこと、②投資に対して単なる金銭的リターンだけでなく、金銭を通じた支援や共感性から生じる非金銭的な満足を提供していること、③投資をしようとする個人が、自立的・主体的に資金の提供先を選択することができるようになってきていることから、個人資産の貯蓄が個人投資へと移行する可能性を指摘している。個人でのCFが広く浸透することで、貯蓄重視という大勢が大きく変化するかもしれない。

3. 文化遺産の維持・修復をめぐる寄付制度の今日的状況

以上のような日本における CF の情勢とそれに関する実証研究を踏まえた上で、では、文化遺産の保護政策における資金調達はどうのような未来が描けるのだろうか。この問いに答える形で、本章では、これまでの海外における文化遺産の維持・修復事業における寄付制度について分析を試みたい。

3.1 文化（遺産）理解としての CF

先進国において、CF が多くの人々から注目を集めている理由の一つは、Covid-19 を契機として、オンラインによる資金調達が促進されたことにある (DA Jelinčić, M Šveb, 2021)。CF への注目は、文化遺産保護政策にとって追い風となっている。

だが、CF は、資金調達の面で極めて不確実性が高い。必ずしも CF による資金調達は、目標金額に達するとは限らない。文化遺産の保存には、莫大な資金が必要であるが、必ずしも多くの資金提供者から多額の資金を集めることはできない (MSI Ishak, MH Kamaruddin, 2021)。そのため、資金調達方法としては、政府からの補助金などの代替手段というよりは、むしろ補完的な方法として捉える必要がある (Adamo, Rosa, Domenica Federico, Mariantonietta Intonti, Simona Mele, and Antonella Nott, 2020)。

MSI Ishak et al. (2021) は、マレーシアの文化遺産が危機的状況に置かれている原因について、保存のための国家予算削減と、一般市民の文化遺産に対する理解不足を挙げている。文化遺産保護のための CF は、前者の国家予算の不足分を補う以上に、後者の文化遺産の公衆理解促進に重点が置かれることがある。

例えば、フィンランドにおけるゲーム博物館設立について、報酬型 CF による資金調達が試みられたが、主な目的は資金調達ではなく、博物館の宣伝であり、ゲーム博物館設立の必要性を示すことにあった。博物館建設に当たって開催された、メセナッティ・ドット・ミー (Mesenaatti.me) という文化に特化したキャンペーンでは、2015 年 3 月 31 日から 9 月 30 日の約半年間で 1,100 人以上の寄付者から 85,860 ユーロが集まった。寄付者は、寄付額に応じて、VIP イベントへの招待や T シャツなどの返礼品を得た (Suominen, Jaakko, Anna Sivula, and Maria B. Garda, 2018)。このように、CF は、ゲームという新しい文化遺産に対する人々の理解を促すことができた。

つまり、文化遺産に対する CF は、資金調達という点においては補完的方法であるが、文化（遺産）理解者やファンコミュニティの拡大という点で効果を発揮することがある。これは、すでに述べたように、鳥根県海士町中央図書館における「あま図書館応援プロジェクト」(磯谷 2014) において、CF が、資金集めの方法としてだけでなく、図書寄贈などの多面的支援に結びついている事例とも共通している⁽⁴⁾。

Marchegiani (2018) は、CFを「他の人々や組織によって始められた取り組みに対して、ネットワークを作り、資金を出し合う個人の集団的な取り組み」と定義づけている。その上で、CFは、一般的な人々を創造的なプロセスに巻き込むことで、文化遺産の価値理解を促すとともに、文化遺産保護や文化振興に関する公的支出の削減に寄与するとしている。この創造的プロセスとは、具体的には、CFのプロセスにおける文化体験プログラムへの参加などを通じて、文化遺産に対する人々のアイデンティティを創出したり、文化遺産を訪れたことの無い人々が、自分もその文化遺産を訪れたいと願うようになったりする現象を指す。

3.2 寄付者とは誰か——CFで創出されたファンコミュニティの正体

では、CFのプロセスにおいて形成されるコミュニティとは、どのような人々で構成されているのだろうか。例えば、遺跡や町並み、棚田のような文化的景観のような不動産としての文化遺産の価値は、その土地や建物の所有者のみならず、所有者以外の当該地域に暮らす人々が共有している。こうした人々は、文化遺産を通じて当該地域に対して理解を示すとともに、愛着や誇りを抱き、地縁的なつながりによってコミュニティを形成している。もちろん、その地縁がどの範囲を示すのかという点も注意は必要である。範囲は、文化遺産によって異なり、小字の範囲や小学校区、市町村や都道府県のような行政区としてのまとまり、国や地域といった広域圏など、様々なレベルが想定されよう（図2）。

しかしながら、文化遺産の価値は、地縁的なコミュニティにおいてのみ共有されているわけではない。例えば、仮想評価法（CVM：Contingent Valuation Method）を用いて、タイのアユタヤ遺跡を洪水から守るための寄付金額を推計している研究がある（Sarunwit Promsaka Na Sakonnakon, Siyanee Hirunsalee, Hidehiko Kanegae and Chaweewan Denpaiboon, 2012）。この研究では、被験者に地元住民だけでなく、タイ人観光客や外国人観光客を組み入れているように、文化遺産保護にあたっては、文化遺産の所在地周辺に暮らす人々だけでなく、観光客もまた

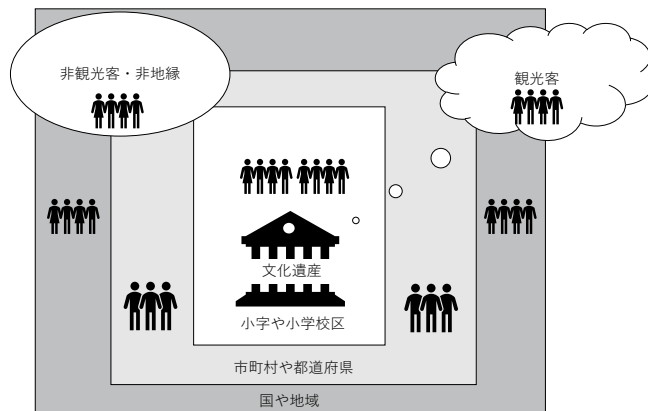


図2 文化遺産ファンコミュニティの範囲

(筆者作成)

重要なステークホルダーとなっている。CFにおいても、観光として直接訪れた経験のある、もしくはこれから訪れようとしている人々は、寄付者になりうる可能性が高い。

なお、上記研究では、外国人観光客に比べて、タイ人観光客の方が寄付しようとする意志が高いことが明らかになっている。観光客として外部から訪れる人々の中でも、文化遺産との関係の深さによって寄付の有無や額に違いが生まれている。

ただし、観光客は、訪れた／訪れようとしている文化遺産に何らかの関心を示している人々である。これに対して、当然、訪れた／訪れようとしていない、多くの人々が存在する。こうした人々の中には、文化遺産の存在自体を知らない、もしくは関心がない人が含まれる。文化遺産に対して無知・無関心であることは、当然、破壊や衰退の危機的状況も関知しておらず、保存のための資金の流れについても理解していない可能性が高い。MSI Ishak et al. (2021) が指摘するように、文化遺産への無関心・無理解は、文化遺産保護政策にとって大きな課題の一つである。そうであるならば、文化遺産の保護において、こうした人々への関心を喚起し、文化遺産の価値や現状への理解を促すことが最も重要である。

文化遺産保護に関わるCFの実践例から導き出された結論の一つは、CFが、文化（遺産）理解者やファンコミュニティの拡大に寄与する可能性である。CFは、文化遺産が所在する地域の地縁的つながりを持つ人々、観光客として当該文化遺産を訪問した／訪問しようとする人々のみならず、それまで全く文化遺産の存在に気がついていなかった、あるいはまったく関心が無かった人々にも、文化遺産の価値理解や保存のための支援を促すかもしれない。

4. 日本における文化遺産の維持・修復に関する寄付制度の実情

— 東京都西東京市「下野谷遺跡」におけるGCF

CFを用いた文化遺産の保護政策は、実際に資金集めとともに、文化（遺産）の価値理解などにつながっているのだろうか。日本におけるGCFを使用した文化遺産保護の事例として、東京都西東京市の「下野谷遺跡」を取り上げてみたい。

4.1 下野谷遺跡におけるGCFの概要

下野谷遺跡は、武蔵野台地の中央に位置し、縄文時代中期の集落跡が発見されている遺跡である。縄文時代中期の集落遺跡としては、南関東最大の規模で、都市部にありながら約25,000㎡の集落全域が保存されている。2015年3月10日に国史跡に指定され、現在では「縄文里山」として保存や復元のための整備が展開されている。整備の中心を担う西東京市教育委員会（以下、西東京市教委）は、史跡整備のコンセプトとして、「縄文から未来へ したのやから世界へ」、「みんなでつくる、つなげる都市部の縄文空間」を掲げ、多くの人の手で継続的な整備、常に成長する史跡が目指されている。

戦前から土器が発見されていたが、1973年からの発掘調査によって、正式に下野谷遺跡の存



図3 GCFにより整備された解説板と裏面の芳名版

(筆者撮影)

在が明らかとなってきた。この発掘調査を契機に、急速な都市化によって遺跡の保存が社会問題となった1970年代と、遺跡の認知が広がった2000年代に、地元住民を中心とする保存運動が活発化した。現在でも下野谷遺跡の保存や活用に積極的に関わりを持つ住民は少なくなく、地縁的なつながりを中心とするファンコミュニティが存在してきた。

下野谷遺跡のエントランスゾーンの一部の整備工事にあたり、西東京市教委は、GCFを利用して寄付を募った。GCFは、2020年11月2日から2021年1月31日までの期間に実施され、目標金額の200万円を上回る、470万円以上の寄付が集まった。史跡公園本体は、文化庁等の公費によって整備事業が進められており、これと重複しないよう、GCFによる寄付金は、エントランスゾーンの案内板整備やパンフレット作成などに充てられた。

GCFの返礼品として、①1万円以上の寄付者には、芳名等の掲示、②寄付者全員に（仮称）ムラ人証の発行が行なわれた。

芳名等の掲示は、寄付額に応じて、大きさや最大文字数が変わる仕組みである。匿名希望者は、「匿名希望全〇名様」と掲示されている。また、（仮称）ムラ人証は、(1)下野谷遺跡に関するイベントや草むしりなどの維持管理にスタッフとして参加する、(2)下野谷遺跡に関連する講座などに参加し、一定の知識を得る、(3)CF型ふるさと納税に参加し、寄付金による応援をする、のうち、1つ以上に該当した人がムラ人に登録できる。登録された人は、（仮称）ムラ人証と（仮称）ムラ人通信を受け取ることができる。（仮称）ムラ人証発行対象者は、従来から下野谷遺跡の保存や活用に携わってきた人々も含まれ、GCFによる新たなファンコミュニティと旧来からのファンコミュニティとのサービス格差を解消しようという意図が、（仮称）ムラ人証発行に込められている。

4.2 下野谷遺跡整備におけるGCFの意義

下野谷遺跡の整備に当たって、GCFを利用した寄付額は、決して大きなものではない。したがって、これまでの先行研究が明らかにしてきたように、文化遺産の保護におけるCFは、国や地方自治体からの補助金の補完的手段になりえても、決定的な代替手段とはなりえない。重要な

ことは、寄付額の大きさ以上に、寄付を募るプロセスの中で、それまで下野谷遺跡について知らなかった人々を惹きつけ、新たなファン獲得につながっている点にある。実際に、寄付者は遺跡地の西東京市民だけでなく、近隣の練馬区民をはじめとして、市外在住者も多く含まれており、地縁的なつながりだけでなく、新たなファンコミュニティの形成が実現している。

GCFに限らず、ふるさと納税では、多くの場合、寄付を受けた地方自治体より、その記念として寄付者に返礼品が贈られる。農産物や海産物などの特産品が返礼品として提示されることが多い。もちろん、純粋にその地域を応援しようという目的で寄付をする人もいる一方、返礼品獲得自体が目的となっているふるさと納税も少なくない。その場合、必ずしもその地域や地方自治体を実施しようとする施策自体に関心が無い人も紛れ込むことになる⁽⁵⁾。

これに対して、下野谷遺跡のGCFの場合、芳名等の掲示や（仮称）ムラ人証発行といった遺跡への直接的な関与を返礼品とすることで、純粋に遺跡の整備や保存に協力しようとする人を巻き込んでいる。文化遺産の理解者や支援者獲得を想定した仕掛けがこのCFには組み込まれていたのである。

下野谷遺跡の事例が示すのは、文化遺産保護に係る経費を公的資金ではなく、その一部を寄付金によって賄うことで、（本事例に限れば）特定の寄付者が保護の担い手に限定されてしまうのではないかといった危惧は当てはまらず、むしろ文化遺産の価値理解促進の手段として成立しうる可能性である。この点で、新たな社会と文化（遺産）との関係構築を図る手段として想定しうる。

他方で、効果的な広報が、GCFの成否に少なからず貢献している。下野谷遺跡のGCFのキャッチフレーズは、「したのや縄文里山プロジェクト 東京に縄文のムラを作ろう！」となっており、「東京」という大都市と対照的な、「縄文里山」、「縄文のムラ」という意外性や希少性を人々にイメージさせる。GCFの応援サイトには寄付者や応援者からの書き込みがあり、その中には、都内の貴重な里山の保護を評価したものがある。あまり遺跡に関心が無かった人にもイメージしやすいキャッチフレーズや事業の紹介が、寄付金額の多寡に影響する可能性はあるだろう。

ただし、繰り返すように、CFが補助金の補完的役割を担う限り、個々の文化遺産間の維持・修復費格差拡大の危険性は、あまり大きなものではない。むしろ、CFを利用して寄付金を集める側が、その文化遺産の魅力や価値を効果的に社会に訴求する工夫を重ねることの方が重要である。文化遺産の保護は、公費で賄われるべきものという前提のもとに、その価値や魅力をより広く人々に訴える従前の取り組みが、画一的、単一的になってはいないか、再考されるべきであろう。

5. おわりに

最後に、文化遺産保護を巡るCFが抱える課題について、先行研究が指摘してきた内容に沿いながら、本稿を閉じたい。

第一に、文化遺産保護に対する国民意識の問題である。多くの人々は、文化遺産の維持に係る財政支援は政府が担うべきという意識を抱いている。しかし、文化遺産保護は、政府と国民の双方が責任を負うべきものであり、政府は国民に対して文化遺産の価値や関連する問題についての理解促進を図ると同時に、国民は文化遺産保護のプロセスに意見を述べることが不可欠である。したがって、政府だけが文化遺産保護の経費を負担すべきという国民意識の変革自体が重要となる (MSI Ishak et al. 2021)。

つまり、文化遺産の保護は、その財政的な支援の仕組みのあり方を含め、私たち一人一人が当事者としての意識を持つことが、文化遺産の保存と活用につながる。より広く社会の中で、文化遺産の価値や魅力、危機的な現状を周知させることが、文化遺産の保護にとって極めて重要であり、その手段の一つとして、CFを挙げることができる。

第二に、残念ながら、文化遺産保護は、福祉や医療、教育、環境保護といった諸課題に比して、優先順位は高くなく、補助金は少額になりがちである。この優先順位の低さを補うかたちで、CFによる文化遺産の保護に係る経費を捻出することは、有益な手段の一つとなる (MSI Ishak et al. 2021)。

第三に、文化遺産保護への寄付者の属性に偏りが生じてしまう問題がある。

先のタイのアユタヤ遺跡を洪水から守るための寄付金額を推計した調査によれば、回答者128名のうち、タイ人の53.8%、外国人の62.7%が高等教育を受けており、この結果は他のCVM調査と同様、寄付者は高学歴に偏る傾向がある。また、回答者の国籍の違いも、寄付に影響をもたらす。実際当該調査の回答者である外国人観光客のうち、44.64%をヨーロッパ人、21.43%をアジア人、8.93%をアメリカ人、1.79%をオーストラリア人が占めている (Sarunwit Promsaka Na Sakonnakon et al. 2012)。

個人の自由意志に選択が委ねられている寄付行為において、寄付の有無や寄付額が人によって偏ってしまう面は否めない。この問題を解決するためには、文化遺産の価値理解を促すための教育プログラムの検討と共に、文化遺産の価値を社会に発信する側においても、価値伝達方法の改善が求められる。

以上のような検討すべき課題は山積しているものの、CFは、文化遺産の維持・管理・修復・継承に係る費用を補完すると同時に、その魅力や価値を社会に向けて発信する手段の一つとして捉えることができる。特に後者は、社会と文化遺産をつなぐコミュニケーションツールとしての働きを期待することができる。社会と文化遺産の間をつなぐことができれば、持続的な文化遺産の保護へと結実する可能性がある。もちろん、CFは、数あるコミュニケーションツールの選択肢の一つであって、CFだけで社会と文化遺産の関係性が深化するわけではない。

それでもなお、文化遺産保護に係る経費を寄付で賄うことに抵抗感を抱く人々が少なくないことも事実である。筆者もまた、文化遺産の保護経費に対する公費負担を闇雲に減らすべきとは考えていない。補助金などの公費による文化遺産保護の在り方を今後も継続的に議論していく必要がある。

しかし、その問題とは別に、複数の資金循環の仕組みを検討していくことが、結果的に文化遺産の公衆理解につながるのではないだろうか。かつて、日本では古代より、寺院の建立や修繕などのために、信者などにその費用を奉納させる勧進が行なわれてきた（Okuyama and Yamauchi, 2015）。信仰心を基礎とする勧進と現代のCFを単純に比較することはできないが、数多くの人々から少額の寄付を募り、公共事業を成し得てきたという点で両者は共通している。このような視点に立つならば、CFによる文化遺産の保護は、“現代の勧進”と言えるのではないか。人口減少や価値観の多様化の中で、かつての文化遺産の継承や維持を支えてきたシステムが立ち行かなくなっている今日、新たな“勧進”のシステムを構築する必要がある。

謝 辞

GCFによる下野谷遺跡の整備事業については、西東京市教委 亀田直美学芸員よりご教示いただいた。感謝の意を表したい。

《註》

- (1) 本稿では、維持・修復費用を補助金で賄うなどの行政が関わる場合、行政用語としての「文化財」の語を用いる。他方、文化財として指定されていないものを含め、行政が直接関与しない文化的な資源を、ここでは「文化遺産」として表現する。
- (2) 2012年8月21日読売新聞朝刊。
- (3) 文化庁（2020）『文化財保護のための資金調達ハンドブック』島村 2020、28。
- (4) 図書館関連のCFとして「陸前高田市の空っぽの図書室を本でいっぱいしようプロジェクト」を特筆できる。東日本大震災後、仮設住宅の中に図書館建設を計画し、1万円以上の寄付者には、希望の本1冊を入れ、蔵書として図書館に収めるという返礼品を用意した。その結果、目標金額200万に対し、824万円あまりの寄付金が集まった。（https://readyfor.jp/projects/an_empty_library）2024年1月4日確認。
- (5) これまでの研究で、ふるさと納税は、利己的要素（特典の魅力等）と利他的要素（特典がなくとも使途の説明があり地域貢献への影響が明確、被災地の応援等）により実施されていることが明らかになっている。西村慶友（2023）「なぜ人々はふるさと納税をするのか？」坂本治也編『日本の寄付を科学する——利他のアカデミア入門』明石書店。

引用・参考文献

(和文)

- 磯谷奈緒子（2014）「萩県隠岐島の海士町中央図書館にみんなで本を贈ろう！：あま図書館応援プロジェクトの取り組み」『情報の科学と技術』情報科学技術協会、64巻8号、312-317。
- 松尾順介（2014）「クラウドファンディングと地域再生」『証券経済研究』88号、17-39。
- 大平修司・スタニスロスキースミレ・日高優一郎・水越康介（2021）「クラウドファンディングとしてのふるさと納税」『マーケティングジャーナル』Vol. 40 No. 3、19-30。
- 坂下晃（2013）「クラウドファンディングによる岡山県・西粟倉村の地域活性化の取組み」『証研レポート』日本証券経済研究所大阪研究所、79-103。
- 坂下晃・成澤寛・海宝賢一郎（2014）「クラウドファンディングによる資金調達の事例研究：ミュージックセキュリティーズ、岡山県・西粟倉村、maneo、SBIソーシャルレンディング、AQUSH」『岡山商大論叢』岡山商科大学学会、49巻3号、53-110。
- 島村玲雄（2020）「ガバメントクラウドファンディングを考える」『都市問題』第111号第5号、25-30。

- 鈴木晴基 (2018) 「地方創生とクラウドファンディングについての考察」『商大ビジネスレビュー』兵庫県立大学大学院経営研究科、第8巻第1号、115-145。
- 竹本拓治 (2015) 「地方創生におけるクラウドファンディングの役割と可能性：福井県の事例と今後」『福井大学大学院工学研究科研究報告』第63巻、115-123。
- 米良はるか・稲蔭正彦 (2011) 「クラウドファンディング：Web上の新しいコミュニティの形」『人工知能学会誌』26巻4号、385-391。

(英文)

- Adamo, Rosa, Domenica Federico, Mariantonietta Intonti, Simona Mele, and Antonella Notte 2020. Crowdfunding: The case of Italy. In *Banking and Finance*. Edited by Razali Haron, Maizaitulaidawati Md Husin and Michael Murg. London: IntechOpen.
- DA Jelinčić, M Šveb - *Journal of Risk and Financial Management* 2021. Financial sustainability of cultural heritage: A review of crowdfunding in Europe - [mdpi.com](https://www.mdpi.com)
- Marchegiani, Lucia 2018. From Mecenatism to crowdfunding: Engagement and identification in cultural-creative projects. *Journal of Heritage Tourism* 13: 143-51.
- MSI Ishak, MH Kamaruddin 2021. Heritage Conservation Through Public Donation in Malaysia: A Potential for Islamic Crowdfunding, *The Journal of Management Theory and Practice (JMTP)*, Vol. 2 No. 3.
- Okuyama and Yamauchi 2015. Giving in Japan: The Role of Philanthropy in Strengthening Civil Society, in *The Palgrave Handbook of Global Philanthropy*, Palgrave Macmillan UK, 404-425.
- Sarunwit Promsaka Na Sakonnakon, Siyanee Hirunsalee, Hidehiko Kanegae and Chaweevan Denpaiboon 2012. Donations for Cultural Heritage Protection against Floods: A Case Study of Ayutthaya World Heritage, Thailand. *Disaster Mitigation of Cultural Heritage and Historic Cities*, Vol. 6.
- Suominen, Jaakko, Anna Sivula, and Maria B. Garda 2018. Incorporating curator, collector and player credibilities. Special issue, *Journal of Media Studies and Popular Culture*, 174-96.

The Potential for Sustainable Protection of Cultural Heritage Through Crowdfunding

Masaomi TSUCHIYA

Abstract

In recent years, crowdfunding-based cultural heritage protection has been attempted by local authorities and cultural heritage stakeholders. In this paper, research on cultural heritage protection through crowdfunding is introduced and practical examples are examined. The results show that crowdfunding not only raises funds, but also leads to the creation and fostering of fan-based cultural heritage communities. Cultivating supporters who understand the value of cultural heritage through donations has the potential to go beyond just the accumulation of funds and can achieve sustainable cultural heritage protection.

Keywords : Cultural heritage protection, Crowdfunding, Fan-based cultural heritage communities